

東海市公告第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、当該都市計画の変更案及び当該都市計画を変更する理由を次のように公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、令和7年9月10日（水）までに当該都市計画の変更案について、東海市に意見書を提出することができる。

令和7年8月27日

東海市長 花 田 勝 重

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

東海名和駅西土地区画整理事業地内、荒尾町寄亀、富木島町勘七脇並びに加木屋町木之下、西御門、唐畑及び仲新田の各一部

3 縦覧場所

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所都市建設部都市計画課（4階）

4 縦覧期間

令和7年8月27日（水）から同年9月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで